

水俣病認定の不服審査請求

厚生省“時間切れ”

環境庁にバトンタッチ

「私は水俣病なのに公害病患者に認定しないのは不当だ——と

るため結論が出るのは六月末とされていた。

公害被害者認定審査会の決定を不服として厚生省に行政不服審査請求をしている水俣市月の浦、病院看護人川本輝夫さん（四〇）らに三十日までに厚生省から何らの回答もなかった。七月一日から環境庁の発足で厚生省の公害担当者が代わ

川本さんら九人は昨年の審査会で水俣病と認定されなかったため、同年八月厚生省に行政不服審査請求の申し立てを起こしていた。その後、県が不服に対する弁明書、これに対する川本さんらの反論書提出や、厚生省の現地調査な

どがあり、結論は厚生省公害課の環境庁への組織替えがある六月末がメドとされていた。不服請求者側も六月中の結論を要望していた。